

# 個人事業主、フリーランス、副業、会社の社長 必見！ 「あなたは、税金を払いすぎています！！」

2019年  
11月新刊

領収書・レシートを  
経費で落とす  
方法がぜんぶわかる本

税理士 関根 俊輔

「節税のしかた」がわかる！ 2019年10月、消費税の増税  
定率減税をはじめ、  
**消費税も  
節税できる！**

- ・食事で割り勘にしたとき
- ・SuicaやPASMOを使ったとき
- ・おやつ代を落としたいとき
- ・海外旅行に行ったとき
- ・キャバクラ、風俗に行ったとき
- ・領収書がないとき など

**税金の損を取り戻せ！**

※仮装丁

【経費にできるモノがわかります！】  
経費にできるモノの基本は「事業に必要なかどうか」ですが、本当に認められるためには、そのことを「証明する」必要があります。事業に必要なことをきちんと証明することができれば、それはすべて経費になります。このことを知らずに、経費として処理できないモノが増え、結果、税金を多く払っている人は少なくありません。  
**本書では、どうすれば事業に必要なことを証明でき、経費として認められるかがわかります。**

【消費税の節税もできる！】  
2019年10月から、消費税があがります。本書は、この消費税の節税方法もわかります。軽減税率への対応の仕方から、消費税までも、**きちんと経費として認められるときの証明に仕方のわかります。**

【迷いそうな事例が満載！】  
本書では、経費にできるのか、できないのか、迷いそうな事例を多数挙げています。たとえば、

- ・クレジットカードを使ったとき
- ・SuicaやPASMOなどを使ったとき
- ・自宅を事業で使ったとき
- ・海外出張と海外旅行が交じっているとき
- ・キャバクラ、風俗などに行ったとき
- ・将来の仕事への投資したとき

などなどの証明に仕方がわかります。

- 第1章 領収書・経費の基本
- 第2章 事務用品・消耗品・オフィス用品・OA機器・家電・パソコン・レンタル品
- 第3章 喫茶・食事・客との会食・客とのつきあい・慶弔見舞金
- 第4章 交通・宿泊・旅行・海外出張・クルマ・通信費・宅配便・荷の梱包
- 第5章 家賃・引越・自宅兼仕事場・水道光熱費 大型設備・修繕費
- 第6章 新聞・書籍・映画鑑賞・セミナー・広告宣伝・まかない・福利厚生
- 第7章 給与・社会保険料・外注費・税金・寄付

## 経費にできるモノ、経費にできないモノが一目瞭然！！

2019年11月8日受注締切 / 11月28日搬入予定

貴店番線印

新刊委託

領収書・レシートを  
経費で落とす方法がぜんぶわかる本

著者：関根俊輔  
ISBN：978-4-405-10348-1 定価：本体1,400円＋税 208P A5判

冊

★ 新星出版社 営業担当： 〒110-0016 東京都台東区台東2-24-10  
TEL：03-3831-0743(代)

ご注文は  
営業本部FAXまで **03-3831-0758 (fax)**